

2023年4月28日

お客さま各位

JR 西日本保険代理店  
損害保険ジャパン株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱い（以下、「みなし入院」）を下記のとおりといたしますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. みなし入院の取扱いについて

##### (1) 取扱い内容

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

##### <みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方 (※2)	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当) (※1)	○	○
	2022年9月26日 ～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

(※1) 約款上の入院とは以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

(※2) 重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

## (2) 理由・背景

損保ジャパンでは、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症による入院を補償する商品において「みなし入院」を実施しており、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけますのでご安心ください。

また、疾病を補償する商品において、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款上の入院に該当する場合は、2023年5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

## 2. 対象のご契約

保険種目：所得補償保険、新・団体医療保険

証券番号：912310L500(所得)、912312A078(新・団体医療)

保険始期：2023年4月1日

(注) 現在のご契約内容は、保険証券・加入者証等でご確認ください。

以上

### ■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社  
大阪企業営業第三部第三課  
〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀 1-11-4  
TEL:06(6449)1041  
<受付時間>  
平日：午前9時から午後5時まで  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みしております。)

### ■お問い合わせ先

株式会社ジェイアール西日本ウェルネット  
JR西日本本社保険代理店  
〒530-8341 大阪市北区芝田 2丁目 4番 24号  
JR西日本本社ビル 8F  
TEL:06(6105)1058  
<受付時間>  
平日：午前9時から午後5時45分まで  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みしております。)